

役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふれあいの報酬並びに費用弁償等につき必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、理事、評議員及び監事をいう。

(報酬)

第3条 法人の役員に支給する報酬は、予算の範囲内で理事長が定める。(別表1)。但し、理事長については、理事会により決定する。

(費用弁償)

第4条 役員が、本会の業務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 役員が、理事会、評議員会、監事会等に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(費用弁償の額)

第5条 費用弁償の額は、社会福祉法人ふれあい旅費規程の定めによる。但し、理事会、評議員会、監事会に出席時の額は、別表2による。

(適用除外)

第6条 法人の役員で施設職員を兼ねた者は、この規程を適用しない。

付 則

この規程は平成27年8月13日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

報 酬

区分	金 額
1回につき	5,000 円

別表 2 (第5条関係)

費 用 弁 償

区分	金 額
出席 1回につき	2,000 円